

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)

第19条の2第2項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和4年12月1日

公益財団法人群馬県農業公社

理事長 横室 光良

農用地利用集積計画(案) (伊勢崎市)

所 在					面積(m ²)	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
伊勢崎市	豊城町		2471-1の 一部	伊勢崎	570のうち500	R15.1.31
伊勢崎市	豊城町		2472-1	伊勢崎	1,039	R10.1.31

◎意見聴取期間

令和4年12月1日(木) から 令和4年12月8日(木)

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)

第19条の2第2項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和4年12月1日

公益財団法人群馬県農業公社

理事長 横室 光良

農用地利用集積計画(案) (伊勢崎市)

所 在					面積(m ²)	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
別紙のとおり						

◎意見聴取期間

令和4年12月1日(木) から 令和4年12月8日(木)

